

外部講師に支払う費用内規

特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、NPO・LSA）が実施する事業、活動及び講演等で、外部講師に支払う費用については、原則として、次のとおりとする。

1. 交通費

(1) 新幹線、航空機運賃は、領収書による実費を旅費として支払う。

(2) タクシー料金及び電車賃

①事務所または自宅から最寄新幹線駅または飛行場までのタクシー料金及び電車賃、ならびに、到着新幹線駅または飛行場から会場までのタクシー料金及び電車賃は、遠近等に係わらず、一律、5,000円とする。ただし、特別な場合はその事情を考慮して別途定める。

②本費用に係る所得税は、源泉徴収する。

③本費用に係る消費税は、適格請求書発行事業者は税別、それ以外は税込みとする。

2. 宿泊費

(1) 事業の開催時刻等でやむを得ず宿泊しなければならない時は、場所や時期に関係なく、1泊につき10,000円とする。ただし、特別な場合はその事情を考慮して別途定める。

(2) 本費用に係る所得税は、源泉徴収する。

(3) 本費用に係る消費税は、適格請求書発行事業者は税別、それ以外は税込みとする。

3. 日 当

(1) 日当は、1日当たり2,500円とする。ただし謝礼を支払う場合は支給しない。

(2) 本費用に係る所得税は、源泉徴収する。

(3) 本費用に係る消費税は、適格請求書発行事業者は税別、それ以外は税込みとする。

4. 謝 礼

(1) 公務員、みなし公務員及び団体に所属する者には、謝礼を支払わない。

(2) 上記以外の個人には、1日30,000円の謝礼を支払う。本費用に係る所得税は、源泉徴収する。

(3) 本費用に係る消費税は、適格請求書発行事業者は税別、それ以外は税込みとする。

5. 領収書

領収書の取扱いは、NPOに対する総理府の指導にしたがって、次のように行う。

(1) 領収書が発行できない者には、旅費や宿泊費は支払わない。

6. 源泉徴収

(1) 支払計算書により、報酬・料金等の額と消費税等の額を明確に区分し、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする。

(2) NPO・LSAは、源泉徴収義務者として所轄税務署に納付する。

6. 改廃

この内規の改廃は、運営委員長の専決事項とする。

改定履歴

令和2年6月1日

2021年9月16日改定

2023年9月7日改定

以上